

九 第42条の12の5（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第42条の12の5（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</u></p> <p><u>（生産等設備の範囲）</u></p> <p><u>42の12の5-1 措置法第42条の12の5第1項に規定する生産等設備（以下「生産等設備」という。）とは、例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗又は自動車整備業を営む法人の作業場のよう、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動（以下これらを「生産等活動」という。）の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</u></p> <p><u>④ 一棟の建物が本店用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が法人の生産等活動の用に直接供されているものについては、その全てが生産等設備となることに留意する。</u></p> <p><u>（取得価額の判定単位）</u></p> <p><u>42の12の5-2 措置法令第27条の12の5第2項第1号又は第2号に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>同条第3項第1号若しくは第2号又は第5項第1号若しくは第2号に規定</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額の判定についても、同様とする。</u></p> <p><u>(取得価額の合計額の判定)</u></p> <p><u>42の12の5-3 措置法令第27条の12の5第2項第2号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額の判定は、工具と器具及び備品とを区別してそれぞれごとに行うことに留意する。</u></p> <p><u>同条第3項第2号又は第5項第2号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額の判定についても、同様とする。</u></p> <p><u>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定生産性向上設備等の取得価額要件の判定)</u></p> <p><u>42の12の5-4 措置法令第27条の12の5第2項各号に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物又はソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(42の12の5-5(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(42の12の5-5(2)に掲げる場合にあつては、42の12の5-5(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>措置法令第27条の12の5第3項又は第5項の取得価額の判定についても、同様とする。</u></p> <p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>42の12の5-5 措置法第42条の12の5第7項に規定する税額控除限度額(同条第8項の規定により同条第7項に規定する税額控除限度額とされる金額を含む。以下42の12の5-5において「税額控除限度額」という。)を計算する場合における特定生産性向上設備等(同条第1項又は第9項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。以下42の12の5-5において同じ。)の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 法人が取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした特定生産性向上設備等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度(措置法第42条の12の5第9項に規定する特定生産性向上設備等について同項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、同項に規定する特例適用事業年度を含む。以下42の12の5-5において「供用年度」という。)において法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p><u>(2) 法人が取得等をした特定生産性向上設備等につき、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等(以下「国庫補助金等」という。)の交付予定金額を控除した金額</u></p> <p><u>④1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 特定生産性向上設備等の供用年度において、当該特定生産性向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、法人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を上記(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において基本通達10-2-2(連結基本通達9-2-3を</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>む。)の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>42の12の5-6 法人が、その取得等をし、又は移転を受けた特定生産性向上設備等（措置法第42条の12の5第1項、第3項、第4項又は第9項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定生産性向上設備等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定生産性向上設備等は当該法人の営む事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。</u></p> <p><u>(特定生産性向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>42の12の5-7 法人が措置法第42条の12の5第1項に規定する特定生産性向上設備等（同法第68条の15の6第1項に規定する特定生産性向上設備等を含む。）を事業の用に供した日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「供用年度」という。）後の事業年度において当該特定生産性向上設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定生産性向上設備等に係る措置法第42条の12の5第7項又は第8項（同法第68条の15の6第7項又は第8項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p> <p><u>(ソフトウェアの改良費用)</u></p> <p><u>42の12の5-8 法人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等（以下「新たな機能の追加等」という。）のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したことと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第42条の12の5第1項から第3項まで、第7項又は第8項の規定の適用があるものとする。</u></p> <p><u>同条第4項に規定する被合併法人等が新たな機能の追加等のための費用を支出した場合についても、同様とする。</u></p>	

十 第44条（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第44条（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）関係</p> <p>（研究施設の範囲）</p> <p>44-1 <u>措置法第44条第1項</u>……………<u>措置法令第28条の4第1項第1号</u>……………<u>措置法第44条第1項</u>……………</p> <p>（研究所用施設の要件の判定）</p> <p>44-2 <u>措置法令第28条の4第1項第1号</u>……………</p> <p>（注）……………</p> <p>（研究所用の建物及びその附属設備の意義）</p> <p>44-3 <u>措置法第44条第1項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p>	<p>第43条の2（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）関係</p> <p>（研究施設の範囲）</p> <p>43の2-1 <u>措置法第43条の2第1項</u>……………<u>措置法令第28条の2第1項第1号</u>……………<u>措置法第43条の2第1項</u>……………</p> <p>（研究所用施設の要件の判定）</p> <p>43の2-2 <u>措置法令第28条の2第1項第1号</u>……………</p> <p>（注）……………</p> <p>（研究所用の建物及びその附属設備の意義）</p> <p>43の2-3 <u>措置法第43条の2第1項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>(特別償却の対象となる研究所用の建物の附属設備)</p> <p><u>44-4</u> 措置法第 44 条第 1 項.....取得又は建設をする.....</p> <p>(研究所用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p><u>44-5</u></p> <p>.....措置法第 44 条第 1 項.....</p> <p>(注)</p> <p>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</p> <p><u>44-6</u> 措置法令第 28 条の 4 第 2 項に規定する機械及び装置 (以下「機械及び装置」という。)</p> <p>(圧縮記帳をした研究施設の取得価額)</p> <p><u>44-7</u> 機械及び装置.....</p>	<p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>(特別償却の対象となる研究所用の建物の附属設備)</p> <p><u>43 の 2-4</u> 措置法第 43 条の 2 第 1 項.....取得する.....</p> <p>(研究所用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p><u>43 の 2-5</u></p> <p>.....措置法第 43 条の 2 第 1 項.....</p> <p>(注)</p> <p>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</p> <p><u>43 の 2-6</u> 措置法令第 28 条の 2 第 2 項に規定する機械及び装置.....</p> <p>(圧縮記帳をした研究施設の取得価額)</p> <p><u>43 の 2-7</u> 措置法令第 28 条の 2 第 2 項に規定する機械及び装置.....</p>

十一 旧第 44 条 (集積区域における集積産業用資産の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 44 条 (集積区域における集積産業用資産の特別償却) 関係</u>
(廃 止)	<u>(圧縮記帳をした集積産業用資産の取得価額)</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>44-1 措置法第 44 条第 1 項に規定する集積産業用資産（以下「集積産業用資産」という。）の取得価額の合計額が措置法令第 28 条の 5 第 2 項第 1 号ロに規定する 3 億円以上（同条第 1 項に規定する農林漁業関連業種（以下「農林漁業関連業種」という。）に属する事業の用に供するものである場合には 4,000 万円以上）又は同条第 2 項第 2 号に規定する 5 億円以上（農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には 5,000 万円以上）であるかどうかを判定する場合において、当該集積産業用資産が法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>㊦ 同項第 1 号ロに規定する機械及び装置の取得価額の合計額が 3 億円以上又は 4,000 万円以上であるかどうかの判定は、同号ロに規定する承認企業立地計画に基づき取得又は製作をする機械及び装置の取得価額の合計額によることに留意する。</u></p> <p><u>（機械及び装置の取得価額の判定単位）</u></p> <p><u>44-2 措置法令第 28 条の 5 第 2 項第 1 号イに規定する機械及び装置の 1 台又は 1 基の取得価額が 1,000 万円以上（農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には 500 万円以上）であるかどうかについては、通常 1 単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>㊦ 当該機械及び装置が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(工場用の建物及びその附属設備の意義)</u></p> <p><u>44-3 集積産業用資産である工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備が含まれるものとする。</u></p> <p><u>(1) 工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備</u></p> <p><u>(2) 工場において使用する電力に係る発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備</u></p> <p><u>(注) 倉庫用の建物は、工場用の建物に該当しない。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(特別償却の対象となる工場用の建物の附属設備)</u></p> <p><u>44-4 集積産業用資産である工場用の建物(法人が取得等をした建物が農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には、作業場用、倉庫用又は展示場用の建物を含む。)の附属設備は、当該建物とともに取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(工場用とその他の用に共用されている建物の判定)</u></p> <p><u>44-5 一の建物が工場用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用に供されている部分について措置法第44条第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることとする。</u></p> <p><u>(1) 工場用とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。</u></p> <p><u>(2) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が工場用に供されているものとすることができる。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(指定集積事業の用に供しているかどうかの判定)</u></p> <p>44-6 法人が措置法第 44 条第 1 項に規定する集積区域内において行う事業が指定集積事業に該当するかどうかは、当該区域内にある事業所ごとに判定する。</p> <p>④ <u>協同組合等が当該区域内において指定集積事業を営むその組合員の共同的施設として集積産業用資産の取得等をして事業の用に供したときは、当該集積産業用資産は当該協同組合等の営む指定集積事業の用に供したものととして取り扱う。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(事業の用に供したものとされる資産の貸与)</u></p> <p>44-7 法人が、自己の下請業者で措置法第 44 条第 1 項に規定する集積区域内において指定集積事業を営むものに対し、当該事業の用に供する集積産業用資産を貸し付けている場合において、当該集積産業用資産が専ら当該法人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている集積産業用資産は当該法人の営む指定集積事業の用に供したものととして取り扱う。</p> <p>④ <u>自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、指定集積事業に該当しない。</u></p>

十二 第 44 条の 5 (特定信頼性向上設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
第 44 条の 5 (特定信頼性向上設備等の特別償却) 関係	第 44 条の 5 (特定信頼性向上設備の特別償却) 関係

十三 第 45 条（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（生産等設備等の範囲）</p> <p>45-1 ……措置法第 45 条第 1 項の表の第 1 号から第 4 号までの第 2 欄に掲げる製造の事業若しくは特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第 28 条の 9 第 4 項、第 6 項、第 9 項若しくは第 11 項……</p> <p style="padding-left: 2em;">同条第 16 項、第 18 項又は第 20 項……</p> <p>（一の生産等設備等の取得価額基準の判定）</p> <p>45-2 の 2 ……</p> <p style="padding-left: 2em;">……器具及び備品で、一の生産等設備を構成するもの……</p> <p style="padding-left: 2em;">…100 万円……措置法令第 28 条の 9 第 16 項各号、第 18 項各号若しくは第 20 項各号……</p> <p>（圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額）</p> <p>45-3 ……</p> <p style="padding-left: 2em;">……器具及び備品で、一の生産等設備を構成するもの……</p> <p style="padding-left: 2em;">…100 万円……同条第 16 項各号、第 18 項各号若しくは第 20 項各号……</p> <p>（注） ……</p> <p>（工場用等の建物及びその附属設備の意義）</p> <p>45-6 ……</p> <p style="padding-left: 2em;">措置法令第 28 条の 9 第 5 項、第 8 項及び第 10 項……</p>	<p>（生産等設備等の範囲）</p> <p>45-1 ……製造の事業又は同条第 4 項、第 6 項、第 8 項若しくは第 10 項……</p> <p style="padding-left: 2em;">同条第 15 項又は第 18 項……</p> <p>（一の生産等設備等の取得価額基準の判定）</p> <p>45-2 の 2 ……</p> <p style="padding-left: 2em;">……器具及び備品……500 万円……措置法令第 28 条の 9 第 15 項各号若しくは第 18 項各号……</p> <p>（圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額）</p> <p>45-3 ……</p> <p style="padding-left: 2em;">……器具及び備品……500 万円……措置法令第 28 条の 9 第 15 項各号若しくは第 18 項各号……</p> <p>（注） ……</p> <p>（工場用等の建物及びその附属設備の意義）</p> <p>45-6 ……</p> <p style="padding-left: 2em;">措置法令第 28 条の 9 第 5 項、第 7 項及び第 9 項……</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p><u>(開発研究の意義)</u></p> <p><u>45-7の2 措置法令第28条の9第7項第1号イに規定する開発研究（以下「開発研究」という。）とは、次に掲げる試験研究をいう。</u></p> <p>(1) <u>新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究</u></p> <p>(2) <u>新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究</u></p> <p>(3) <u>(1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集</u></p> <p>(4) <u>現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究</u></p> <p><u>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</u></p> <p><u>45-7の3 措置法令第28条の9第7項第1号イに規定する「専ら開発研究（…）の用に供される器具及び備品」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(委託研究先への資産の貸与)</u></p> <p><u>45-7の4 法人が、その取得又は製作をした措置法第45条第1項の表の第2号の第3欄に規定する器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合に</u></p>	<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該法人の行う開発研究の用に供したもとして取り扱う。</u></p> <p>(特別償却等の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>45-8取得又は建設をする..... </p> <p>(取得価額の合計額が10億円を超えるかどうか等の判定)</p> <p>45-9器具及び備品で、一の生産等設備を構成するもの..... 100万円.....同条第16項各号、第18項各号若しくは第20項各号..... </p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>45-12 (注)措置法第45条第1項の表の第1号から第3号までの第2欄..... </p>	<p>(特別償却等の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>45-8取得する..... </p> <p>(取得価額の合計額が10億円を超えるかどうか等の判定)</p> <p>45-9器具及び備品.....500万円.....同条第15項各号若しくは第18項各号.....</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>45-12 (注)措置法第45条第1項の表の各号の第2欄.....</p>

十四 第 46 条（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（公共職業安定所の長の証明）</p> <p>46-2 <u>措置法令第 29 条第 2 項から第 5 項まで</u>……………<u>提示</u>……………</p> <p>…</p> <p>（短時間労働者等の意義）</p> <p>46-4 <u>措置法令第 29 条第 2 項、第 3 項第 1 号及び第 5 項</u>……………<u>同条第 3 項第 3 号</u>……………</p>	<p>（公共職業安定所の長の証明）</p> <p>46-2 <u>措置法令第 29 条第 2 項及び第 4 項から第 7 項まで</u>……………<u>呈示</u>……………</p> <p>……………</p> <p>（短時間労働者等の意義）</p> <p>46-4 <u>措置法令第 29 条第 4 項、第 5 項第 1 号及び第 7 項</u>……………<u>同条第 5 項第 3 号</u>……………</p>

十五 第 55 条（海外投資等損失準備金）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（海外投資等損失準備金の積立ての対象となる<u>特定株式等</u>の取得の意義）</p> <p>55-1 ……………</p> <p>……………<u>特定株式等（以下「特定株式等」という。）</u>……………</p> <p>分社型分割若しくは現物出資に伴う取得……………代物弁済による取得、合併若しくは……………新株予約権……………</p>	<p>（海外投資等損失準備金の積立ての対象となる<u>新增資資源株式等</u>の取得の意義）</p> <p>55-1 ……………</p> <p>……………<u>新增資資源株式等（同号ハに規定する資源特定債権を除く。）</u>……………</p> <p>……………分社型分割に伴う取得……………代物弁済による取得、<u>資本準備金の額の減少に伴う資本金の額若しくは出資金の額の増加による取得、内国法人である特定法人（同条第 1 項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）の行う利益準備金の額の減少に伴う資本金の額若しくは出資金の額の増加による取得、合併若しくは……………現物出資による取得又は基本通達 2-1-33(注)1 に定める転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(積立限度額の計算の基礎となる取得価額)</p> <p>55-2特定株式等.....</p> <p>(特定株式等の取得の日の判定)</p> <p>55-3<u>特定法人(同項に規定する特定法人をいう。以下同じ。)</u>..... 基本通達1-5-1に定める日.....</p> <p>55-6 <u>削 除</u></p>	<p>(積立限度額の計算の基礎となる取得価額)</p> <p>55-2<u>特定株式等(同条第1項に規定する特定株式等をいう。以下同じ。)</u>.....</p> <p>(特定株式等の取得の日の判定)</p> <p>55-3<u>特定法人.....基本通達1-5-1に定める日、購入の場合には一般の例により購入の日とされる日</u>.....</p> <p><u>(償還期間の判定)</u></p> <p>55-6 <u>措置法令第32条の2第7項第2号において償還期間が10年以上であるかどうかは、次に掲げる場合は、次による。</u></p> <p><u>(1) 貸付けが一定の期間内に分割して行われている場合において、それぞれの貸付金ごとに返済期限が定められているときは、それぞれの貸付金額につきその貸付けの日からそれぞれの返済期限までの期間による。</u></p> <p><u>(2) 貸付けが一定の期間内に分割して行われている場合において、それぞれの貸付金の返済期限が全て同一の期日をもつて定められているときは、それぞれの貸付けの日からその返済期限までの期間による。</u></p> <p><u>(3) 貸付けが一定の期間内に分割して行われ、かつ、その返済が全体として賦払とされている場合には、最初に貸し付けられた金額から順次返済されるものとしたときにおけるそれぞれの貸付けの日からその賦払金の支払の期日までの期間による。</u></p> <p><u>(株式と貸付金等とがある場合の取崩し)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>55-9 <u>削 除</u></p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p><u>(資本の払戻しをした場合の海外投資等損失準備金の取崩しの計算)</u></p> <p>55-10 <u>海外投資等損失準備金に係る特定法人の特定株式等が当該特定法人の行う資本の払戻しの対象となった場合における措置法第55条第4項(第5号に係る部分に限る。)の規定により益金の額に算入する金額(以下55-10において「益金算入額」という。)は、法第61条の2第17項の規定により同条第1項第2号に規定するその有価証券の譲渡に係る原価の額とされる金額となるのであるが、法人が、当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額に令第119条の9第1項に規定する割合を乗じて計算した金額をもって益金算入額とした場合には、これを認める。</u></p> <p>(特定法人が適格合併をした場合)</p>	<p>55-9 <u>海外投資等損失準備金の積立ては、特定法人別に、かつ、株式、貸付金又は社債の別に行うのであるから、措置法第55条第3項又は第4項第1号から第5号までの規定による益金算入額は、これらの区分ごとに計算することに留意する。</u></p> <p><u>(債権の返済等を受けた場合の取崩し)</u></p> <p>55-10 <u>法人が、措置法第55条第2項第6号ハに規定する資源特定債権(同法第68条の43第2項第6号ハに規定する資源特定債権を含む。)に該当する債権につき海外投資等損失準備金を積み立てている場合における措置法第55条第4項の規定の適用については、その債権の一部について返済を受け又は放棄をした場合には同項第1号の規定により、債権につき回収ができないため貸倒れとして経理した場合には同項第5号の規定により、それぞれ当該債権に係る海外投資等損失準備金の取崩しを行うものとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(特定法人が適格合併をした場合)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>55-15<u>措置法令第32条の2第13項</u>.....</p> <p>(換算差損を計上した場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>55-16株式等.....</p> <p>55-17 <u>削 除</u></p>	<p>55-15<u>措置法令第32条の2第20項</u>.....</p> <p>(換算差損を計上した場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>55-16株式等又は<u>資源特定債権</u>.....</p> <p><u>(青色申告を取り消された場合等の海外投資等損失準備金)</u></p> <p>55-17 <u>海外投資等損失準備金勘定を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告による申告をやめた後、再び青色申告書の提出の承認を受け、その後において海外投資等損失準備金勘定を積み立てた場合において、当該取り消され、又はやめる前に積み立てていた海外投資等損失準備金勘定（以下「旧準備金勘定」という。）の金額があるときは、旧準備金勘定と新たに積み立てた海外投資等損失準備金勘定とは区分して経理するものとする。この場合において、当該旧準備金勘定の処理については、措置法第55条第3項及び第4項の規定の適用はないが、措置法令第32条の2第12項から第14項までの規定の適用があることに留意する。</u></p>

十六 第55条の2（新事業開拓事業者投資損失準備金）関係

改 正 後	改 正 前
<u>第55条の2（新事業開拓事業者投資損失準備金）関係</u>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(新事業開拓事業者投資損失準備金に係る組合事業の帰属損益額の経理の方法)</u></p> <p><u>55の2-1 措置法第55条の2第1項の規定の適用対象となる新事業開拓事業者の株式を有する法人が、同項に規定する投資事業有限責任組合に係る組合事業(当該投資事業有限責任組合において営まれる事業をいう。)の帰属損益額(基本通達14-1-1の2の「帰属損益額」をいう。)について、基本通達14-1-2(2)又は(3)の方法により各事業年度の益金の額又は損金の額に算入する金額を計算している場合であっても、措置法規則第21条の2第4項に規定する書類を当該事業年度の確定申告書に添付するとともに、例えば、当該法人の財務諸表の注記等において当該新事業開拓事業者の株式の帳簿価額を投資事業有限責任組合ごとに区分して記載するなど財務諸表に新事業開拓事業者の株式を有していることを表示し、かつ、当該事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表五(一)の「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」に当該新事業開拓事業者の株式の帳簿価額を記載しているときには、当該新事業開拓事業者の株式を対象として措置法第55条の2第1項の規定を適用することができる。</u></p>	<p>(新 設)</p>

十七 第55条の3(特定事業再編投資損失準備金)関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第55条の3(特定事業再編投資損失準備金)関係</u></p> <p><u>(海外投資等損失準備金の取扱いの準用)</u></p> <p><u>55の3-1 特定事業再編投資損失準備金(連結事業年度において積み立てた特定</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>事業再編投資損失準備金を含む。）の積立額の損金算入等については、55-1、55-2、55-10から55-14まで及び55-18の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p><u>（債権の返済等を受けた場合の取崩し）</u></p> <p>55の3-2 <u>法人が、措置法第55条の3第1項第1号に規定する特定債権（同法第68条の43の3第1項第1号に規定する特定債権を含む。）に該当する債権につき特定事業再編投資損失準備金を積み立てている場合における措置法第55条の3第4項の規定の適用については、その債権の一部について返済を受け又は放棄をした場合には同項第2号の規定により、債権につき回収ができないため貸倒れとして経理した場合には同項第6号の規定により、それぞれ当該債権に係る特定事業再編投資損失準備金の取崩しを行うものとする。</u></p>	<p>（新 設）</p>

十八 第55条の5（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（海外投資等損失準備金の取扱いの準用）</p> <p>55の5-2 ……………</p> <p>……………<u>額の益金算入等</u>については、55-18……………</p>	<p>（海外投資等損失準備金の取扱いの準用）</p> <p>55の5-2 ……………</p> <p>……………<u>積立額の損金算入等</u>については、55-17及び55-18……………</p> <p>………</p>

十九 第 55 条の 6 (特定災害防止準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>55 の 6-1 ……………</p> <p>……………<u>額の益金算入等</u>については、55-18……………</p>	<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>55 の 6-1 ……………</p> <p>……………<u>積立額の損金算入等</u>については、<u>55-17</u>、55-18……………</p> <p>…</p>

二十 第 56 条 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>56-2 ……………<u>額の益金算入等</u>については、55-18……………</p>	<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>56-2 ……………<u>積立額の損金算入等</u>については、<u>55-17</u>、55-18……………</p> <p>……………</p>

二十一 第 57 条の 3 (使用済燃料再処理準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>57 の 3-1 ……………</p> <p>……………<u>額の益金算入等</u>については、55-18……………</p>	<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>57 の 3-1 ……………</p> <p>……………<u>積立額の損金算入等</u>については、<u>55-17</u>、55-18……………</p> <p>…</p>

二十二 第 57 条の 4 (原子力発電施設解体準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>57 の 4-1 ……………</p> <p>……………<u>額の益金算入等</u>については、55-18……………</p>	<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>57 の 4-1 ……………</p> <p>……………<u>積立額の損金算入等</u>については、<u>55-17</u>、55-18……………</p> <p>…</p>

二十三 第 57 条の 5 (保険会社等の異常危険準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(通常の掛金率及び特別の安全率の意義)</p> <p>57 の 5-3 ……………<u>同条第 1 項第 7 号に規定する火災等共済組合</u>……………</p> <p>……………<u>同条第 4 項</u>……………</p>	<p>(通常の掛金率及び特別の安全率の意義)</p> <p>57 の 5-3 ……………<u>火災共済協同組合</u>……………<u>同項</u>……………</p> <p>…</p>

二十四 第 57 条の 7 (関西国際空港用地整備準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>57 の 7-2 ……………<u>額の益金算入等</u>については、55-18……………</p>	<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>57 の 7-2 ……………<u>積立額の損金算入等</u>については、<u>55-17</u>、55-18……………</p> <p>……………</p>

二十五 第 57 条の 7 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>57 の 7 の 2-2 ……<u>額の益金算入等</u>については、55-18……………</p> <p>…</p>	<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>57 の 7 の 2-2 ……<u>積立額の損金算入等</u>については、<u>55-17、55-18</u>……………</p> <p>……………</p>

二十六 第 57 条の 8 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特別修繕完了の日)</p> <p>57 の 8-4 ……<u>措置法令第 33 条の 6 第 1 項、第 6 項又は第 14 項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>57 の 8-8 ……<u>額の益金算入等</u>については、55-18……………</p>	<p>(特別修繕完了の日)</p> <p>57 の 8-4 ……<u>措置法令第 33 条の 7 第 1 項、第 6 項若しくは第 14 項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>57 の 8-8 ……<u>積立額の損金算入等</u>については、<u>55-17、55-18</u>……………</p> <p>……………</p>

二十七 第 57 条の 9 (中小企業等の貸倒引当金の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(実質的に債権とみられないもの)</p> <p>57 の 9-1 <u>措置法令第 33 条の 7 第 2 項</u>……………</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p>	<p>(実質的に債権とみられないもの)</p> <p>57 の 9-1 <u>措置法令第 33 条の 8 第 2 項</u>……………</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p>

改 正 後	改 正 前
(4)	(4)
(5)	(5)
(6)	(6)
(7)	(7)
(8)	(8)
(9)	(9)
(実質的に債権とみられないものの簡便計算)	
57の9-2 <u>措置法令第33条の7第3項</u>	57の9-2 <u>措置法令第33条の8第3項</u>
(適用事業区分)	
57の9-3 <u>措置法令第33条の7第4項</u>	57の9-3 <u>措置法令第33条の8第4項</u>
① 2	① 2
(主たる事業の判定基準)	
57の9-4 法人が <u>措置法令第33条の7第4項</u>	57の9-4 法人が <u>措置法令第33条の8第4項</u>
①	①
(いわゆる製造問屋の繰入率)	
57の9-5 <u>措置法令第33条の7第4項</u>	57の9-5 <u>措置法令第33条の8第4項</u>

二十八 第 58 条 ((探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(償還期間の判定)</p> <p><u>58-16 措置法令第 34 条第 18 項において償還期間が 10 年以上であるかどうかは、次に掲げる場合は、次による。</u></p> <p><u>(1) 貸付けが一定の期間内に分割して行われている場合において、それぞれの貸付金ごとに返済期限が定められているときは、それぞれの貸付金額につきその貸付けの日からそれぞれの返済期限までの期間による。</u></p> <p><u>(2) 貸付けが一定の期間内に分割して行われている場合において、それぞれの貸付金の返済期限が全て同一の期日をもって定められているときは、それぞれの貸付けの日からその返済期限までの期間による。</u></p> <p><u>(3) 貸付けが一定の期間内に分割して行われ、かつ、その返済が全体として賦払とされている場合には、最初に貸し付けられた金額から順次返済されるものとしたときにおけるそれぞれの貸付けの日からその賦払金の支払の期日までの期間による。</u></p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p><u>58-17</u> ……………<u>額の益金算入等</u>については、<u>55-18</u>……………</p>	<p>(新 設)</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p><u>58-16</u> ……………<u>積立額の損金算入等</u>については、<u>55-17</u>、<u>55-18</u>……………</p> <p>……………</p>

二十九 第 60 条 ((沖縄の認定法人の所得の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(実質的に同一であると認められる者の意義)</p> <p><u>60-1 措置法規則第 21 条の 18 第 1 項第 2 号又は第 2 項第 2 号</u>……………</p>	<p>(実質的に同一であると認められる者の意義)</p> <p><u>60-1 措置法規則第 21 条の 18 第 1 項第 2 号</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(軽減対象所得金額に係る益金の額)</p> <p>60-1 の 2<u>連結所得の金額</u>..... (1) (2) (3)</p> <p>(支払利子の区分の特例)</p> <p>60-4<u>措置法令第 36 条第 4 項</u>..... (1) (2)</p> <p>(共通費用の額の配分基準の継続)</p> <p>60-5 <u>措置法令第 36 条第 4 項</u>.....</p>	<p>(軽減対象所得金額に係る益金の額)</p> <p>60-1 の 2<u>軽減対象連結所得金額</u>..... (1) (2) (3)</p> <p>(支払利子の区分の特例)</p> <p>60-4<u>措置法令第 36 条第 5 項</u>..... (1) (2)</p> <p>(共通費用の額の配分基準の継続)</p> <p>60-5 <u>措置法令第 36 条第 5 項</u>.....</p>
(廃 止)	<p><u>(常時使用する従業員の範囲)</u></p> <p><u>60-5 の 2 措置法令第 36 条第 6 項に規定する「常時使用する従業員」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、事務員等（役員を除く。）によって判定することに留意する。</u></p>
<p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p>60-6 <u>措置法第 60 条第 4 項</u>.....</p>	<p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p>60-6 <u>措置法第 60 条第 3 項</u>.....</p>